

販路開拓支援事業費助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が、高知県の定めたこうち産業振興基金に関する実施要領（以下「実施要領」という。）第8条第1項第2号に規定する販路開拓支援事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 助成事業者とは、「中小企業者等」をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合及び森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び個人とする。

(助成目的)

第3条 県内中小企業者等が県外又は海外市場に向けた販路の開拓及び拡大のために行う展示会出展等の取り組みを支援することにより、拡大再生産の好循環につなげ、地域の中小企業等の振興を図ることを目的とする。

(助成対象経費及び助成率等)

第4条 前条に規定する助成事業者が行う助成対象事業区分、経費区分、助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成事業者が助成金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。また、当該申請書の提出に併せて県税の納税証明書（滞納がないことを証するもの）を添付しなければならない。

2 前項の助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に関する消費税仕入控除税額等（助成対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(助成の条件)

第6条 助成事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等県の暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 助成事業の執行に際しては、県が行う契約の手続きの取扱いに準じて行わなければならない。

(審査会の設置)

第7条 理事長は、第5条第1項の規定により助成事業者から提出された交付申請書の計画内容及び助成金交付の適否等を審査するために、こうち産業振興基金助成対象事業審査会設置要領第2条第

2項第1号に規定する審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（助成金の交付の決定等）

第8条 理事長は、前条に規定する審査会の報告を受け、適當と認める場合は、予算の範囲内で助成金の交付決定を行い、当該助成事業者に通知するものとする。

2 理事長は、第5条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に関する消費税仕入控除税額等について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（助成金の交付申請の取下げ）

第9条 助成事業者は、前条第1項の規定による助成金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金交付申請を取り下げようとするときは、当該助成金交付決定通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成事業の変更）

第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式の変更申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付決定額の増額を受けようとするとき。

（2）助成対象事業区分ごとに配分された額を助成対象事業区分の相互間で20パーセントを超える変更をしようとするとき。

（3）助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、助成事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、助成事業の低下をもたらさない事業計画の変更をする場合を除く。

（助成事業の中止又は廃止）

第11条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による助成事業（中止・廃止）申請書により理事長の承認を受けなければならない。

（助成事業遅延等の報告）

第12条 助成事業者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第4号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告等）

第13条 助成事業者は、助成事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

3 助成事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第6号様式により、理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 理事長は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第10条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、助成金の額の確定を行い、当該助成事業者に助成金を交付するものとする。

(事業成果のフォローアップ)

第15条 センターは、事業実施年度の翌年度から5年間、助成事業者の事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

2 理事長は、必要に応じ、助成事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、助成事業者は、理事長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、助成事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 助成事業者は、助成事業により取得し又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）については、その台帳を設け、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。

- 2 助成事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第7号様式による理事長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部をセンターに納付しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第18条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 計画の承認が取消されたとき。
- (4) 正当な理由がなく第13条第1項の規定による実績報告書の提出をせず、又は第14条の規定による現地調査等を拒んだとき。
- (5) 助成事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、助成事業に関し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定による取消しを行う場合については第9条の規定を準用する。

(助成金の返還)

第19条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるもの

とする。

(加算金及び延滞金)

第20条 助成事業者は、前条の規定による取消しに関する助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(グリーン購入)

第21条 助成事業者は、助成事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第22条 助成事業又は助成事業者に関して、センター情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第4条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第23条 この要領で定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成30年4月1日に施行し、平成29年12月25日から適用する。

2 この要領は、平成31年2月22日に施行し、平成31年2月21日から適用する。

別表第2（第7条、第19条）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。